

別表（第2条、第3条、第6条関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
（虚偽記載） 1 市発注工事等の契約に関して、次の各号の書類に虚偽の記載（電子申請又は電子入札における虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (3) 建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳その他の入札後の書類	当該認定をした日から 6か月
（入札） 2 入札参加資格者、役員等又は使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 (2) 競争入札心得等に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合 (3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）	当該認定をした日から (1) 1年 (2) 1か月～1年 (3) 6か月
（契約不履行等） 3 入札参加資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合 ア 遅滞日数が30日以内のとき イ 遅滞日数が30日を超えるととき (2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合 (3) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合 (4) 故意又は過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められる場合 (5) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合（(6)の場合を除く。） (6) 契約の履行に当たり、建設工事請負契約約款第7条の2第1項に違反した場合	当該認定をした日から (1) ア 1か月 イ 2か月 (2) 1年 (3) 2か月 (4) 1か月～6か月 (5) 2か月 (6) 下請負人1者あたり2か月
（他の業者の妨害） 4 役員等又は使用人が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から 1年
（監督、検査及び点検等の妨害） 5 役員等又は使用人が、市発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監	当該認定をした日から 1年

督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）第 15 条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	
（安全管理措置） 6 入札参加資格者が、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事等の契約の履行に当たり、公衆に次の被害又は損害を与えた場合 ア 負傷者の発生又は建物等の損傷 イ 死亡者の発生 (2) 市発注工事等の契約の履行に当たり、工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合 ア 負傷者の発生 イ 死亡者の発生 (3) 市発注工事等以外の一般工事等の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えた場合	当該認定をした日から (1) ア 3 か月 イ 6 か月 (2) ア 1 か月 イ 2 か月 (3) 1 か月～3 か月
（談合等） 7 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項）、談合（同条第 2 項）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。 (1) 市内の公共機関（寝屋川市を含む。）発注のもの (2) 市外の公共機関発注のもの ア 役員等 イ 使用人	当該認定をした日から (1) 3 年 (2) ア 1 年 イ 6 か月
（独占禁止法違反行為） 8 入札参加資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合 ア 市内の公共機関（寝屋川市を含む。）発注の工事等 イ 市外の公共機関発注の工事等 ウ 公共機関以外発注の工事等 (2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合 ア 市内の公共機関（寝屋川市を含む。）発注の工事等 イ 市外の公共機関発注の工事等 ウ 公共機関以外発注の工事等	当該認定をした日から (1) ア 3 年 イ 1 年 ウ 1 年 (2) ア 18 か月 イ 6 か月 ウ 6 か月

(贈賄行為) 9 役員等又は使用人が、次の各号の者に対して行った贈賄（刑法第 198 条）の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 (1) 市内の公共機関（寝屋川市を含む。）の職員 (2) 市外の公共機関の職員 ア 役員等 イ 使用人	当該認定をした日から (1) 3 年 (2) ア 1 年 イ 6 か月
(あっせん利得処罰法違反行為) 10 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得処罰法（平成 12 年法律第 130 号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 (1) 市発注のもの (2) 市以外の公共機関発注のもの ア 市内の公共機関 イ 市外の公共機関	当該認定をした日から (1) 1 年 (2) ア 6 か月 イ 3 か月
(暴力行為等) 11 役員等又は使用人が、その業務に関し市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当を認められる言動を行ったとき。	当該認定をした日から 1 年
(建設業法等違反) 12 入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合 ア 市発注工事に関するもの イ 市発注工事以外に関するもの (ア) 市内の工事 (イ) 市外の工事 (2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合 ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分 イ 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分 (3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合（(2)の場合を除く。）又は適正化法第 15 条に違反し、アの処分を受けた場合 ア 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分 (ア) 市発注工事に関するもの (イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの (ウ) 市外の工事に関するもの イ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分 (ア) 市発注工事に関するもの (イ) 市内の工事（市発注工事を除く。）に関するもの (ウ) 市外の工事に関するもの (4) 建設業法第 29 条に基づき、次のア又はイの許可取消	当該認定をした日から (1) ア 1 年 イ (ア) 6 か月 (イ) 3 か月 (2) ア 3 か月 イ 6 か月 (3) ア (ア) 4 か月 (イ) 2 か月 (ウ) 1 か月 イ (ア) 6 か月 (イ) 3 か月 (ウ) 2 か月 (4)

処分を受けた場合 ア 同条第1項第7号又は第8号に基づく取消処分 イ アの処分以外の取消処分	ア 6か月 イ 3か月
(法令等違反) 13 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が、次の各号（使用人は(3)を除く。）のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合 (2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合 (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合 (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第8条第2項に規定する誓約書を提出しない場合	当該認定をした日から (1) 1か月～3か月 (2) 1か月～1年 (3) 1か月～3か月 (4) 3か月
(経営不振) 14 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 経営が改善されたと認められるまで
(その他) 15 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。	当該認定をした日から 2年以内で委員会の議により決定する期間